

修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度 修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は東山地域において、春と秋の修学旅行シーズンに、交通の円滑化及び修学旅行生の安心・安全の確保を目的に、京都観光推進協議会（以下「当協議会」という。）が実施する修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務を委託するものである。

3 委託期間

契約の日の翌日から令和8年12月31日まで

4 交通対策の内容

（1）実施予定日（祝日は除く）

令和8年5月1日（金）～5月30日（土）の火曜日～土曜日のうち18日間

令和8年6月3日（水）～6月26日（金）の水曜日～金曜日のうち12日間

令和8年9月2日（水）～9月30日（水）の水曜日～金曜日のうち12日間

令和8年10月1日（木）～10月30日（金）の月曜日～金曜日のうち21日間

令和8年11月2日（月）～11月27日（金）の月曜日～金曜日のうち14日間

令和8年12月1日（火）～12月31日（木）の火曜日～金曜日のうち8日間

※具体的な配置日については、上記日数の範囲内で当協議会が指定する。

（2）概要

五条坂における交通誘導

ア 配置箇所：五条坂（6箇所）

イ 配置人数／日：6名

ウ 配置時間：午前10時～午後6時

5 委託業務の内容

（1）以下の項目における交通誘導業務に関する計画の策定（交通誘導員の配置場所、組織図、連絡体制等）

ア 五条坂周辺における交通誘導等

イ 各配置場所の交通誘導員、警備用車両及び警備本部が相互に確実かつ迅速に伝達できる無線による連絡体制の構築

（2）交通誘導員研修の実施

ア 交通対策日当日の誘導業務に従事する交通誘導員に対して、交通規制の実施要領や各自の役割を十分に理解して業務を実施することができるように事前研修を行うこと。

イ 交通誘導員が交通規制内容を正しく理解し、交通対策日当日の現場等で適切な指示ができるように事前研修を行うこと。

（3）その他、交通対策実施に係る交通誘導業務に関すること。

交通誘導業務の円滑な実施のため、付近の観光駐車場等、当協議会が指定する団体と打ち合わ

せの場を持つこと。

6 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、当協議会へ届け出て承認を得るものとする。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、当協議会へ報告を行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協議会と受託者の協議により、その解決を図るものとする。

(4) その他

受託者は、業務終了時に次の報告書等をデータで提出する。

- ア 本委託業務報告書 1部
- イ 各種データファイル 一式
- ウ その他、当協議会が指示するもの

7 その他

(1) 業務内容の変更等に伴う取扱

本業務委託は、今後の関係行政機関等との協議・調整結果により、実施内容や交通誘導員の配置人数等に変更が生じる可能性がある。当該事象が生じた場合は、受発注者の協議に基づき柔軟かつ適正に業務を遂行すること。

(2) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当協議会の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

(5) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、原則として当協議会に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による当協議会の同意を得た場合はこの限りでない。

(6) 業務中止等に伴う経費の精算

契約締結後、台風・地震等の自然災害の発生等の不可抗力事由により、当該業務の中止、または、当該業務の規模を縮小する可能性がある。中止の場合、当協議会と受託業者の協議のうえ、中止を判断した時期までに要した費用を精算する。また、規模縮小の場合も、その内容に応じて協議のうえ費用を精算する。